

## 【案件 1】青森市地域防災計画の修正（案）について

## 1 避難の勧告、指示の基準の修正について

青森県地域防災計画の一部修正に伴い、青森市地域防災計画「風水害等対策編」及び「地震・津波対策編」の「避難の勧告、指示の基準」を修正します。

## (1) 「風水害等対策編」の「避難の勧告、指示の基準」

	修正前	修正後（案）
避難準備 ・高齢者 等避難開始	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象予報・警報、土砂災害警戒情報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。</li> <li>2. 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。</li> <li>3. 上記の場合において、特に避難行動に時間を要する災害時要援護者等に対する避難行動支援対策を行う必要があるとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予報・警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。</li> <li>2 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。</li> <li>3 上記の場合において、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対する避難行動支援対策を行う必要があるとき。</li> </ol>
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。</li> <li>2. 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土砂災害警戒情報が発表されたとき。</li> <li>2 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。</li> <li>3 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。</li> </ol>
避難指示 （緊急）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。</li> <li>2. 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。</li> <li>2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。</li> </ol>

## (2) 「地震・津波対策編」の「避難の勧告または指示の基準」

	修正前	修正後（案）
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき。</li> <li>2. 強い地震（震度4以上）または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難を要すると判断されるとき。</li> <li>3. 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。</li> </ol>	削除
避難指示 （緊急）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 津波警報または大津波警報が発表されたとき。</li> <li>2. 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。</li> <li>3. 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合</li> <li>2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</li> </ol>

## 2 組織・機構の見直しに伴う部・課名、担当業務の修正について

平成30年度の組織・機構の見直しに伴い、部・課・室の新設や廃止が行われたことから、青森市災害対策本部の編成及び担当業務について、青森市地域防災計画「総則、風水害編、地震・津波編、資料・様式編」を修正します。

## 3 災害時における各種応援協定の追加について

青森市内で災害が発生した場合において、指定避難所での生活に支障があると認められる者を受け入れる福祉避難所の確保に関する協定を締結しており、青森市地域防災計画「資料・様式編」に追加します。

- (1) 締結年月日：平成30年8月1日
- (2) 締結相手方：社会福祉法人明恵会
- (3) 対象施設：①デイサービスセンターふれあい（収容可能人数20人）  
②居宅介護支援事業所ふれあい（収容可能人数8人）  
③グループホームふれあい（収容可能人数21人）

※ 参考：本協定の締結により、福祉避難所は24法人38施設、収容可能人数は2,242人です。

## 4 その他

次のとおり、用語等を修正します。

修正前	修正後（案）
要援護者	要配慮者
災害時要援護者	避難行動要支援者
「青森市防災会議委員名簿等の変更」 ①東北農政局青森支局 ②東北電力株式会社青森営業所 等	「青森市防災会議委員名簿等の変更」 ①東北農政局青森県拠点 ②東北電力株式会社青森電力センター 等